

「第2期宍粟市社会教育振興計画（案）」 議会意見に対する回答

<p>意見</p>	<p>社会教育振興計画の作成にあたっては、教育基本法第2条に定める目標を、社会教育の立場からどのように達成していくのか、社会教育の基本目標、基本施策の項において具体的に明記していく必要があると考える。</p> <p>特に、教育基本法が定める、次の2項のうち、下線に関する部分については、アンダーラインの部分については、SDGsと社会教育の観点からも、基本目標や基本施策を明記していく必要があるのと考える。</p> <p>教育基本法 第2条</p> <p>4、生命を尊び、自然を大切に、<u>環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>5、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、<u>他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p>
<p>回答</p>	<p>教育基本法は、学校教育、社会教育を問わず、すべての教育の基本となるものであることから、すべての教育活動が教育基本法の目標の達成につながるものであり、社会教育振興計画においても、教育基本法第2条に定める目標を念頭に置いて、各施策を実施していく必要があると考えます。</p> <p>第2期社会教育振興計画は、教育基本法第3条の生涯学習の理念及び第12条社会教育、国の第3期教育振興基本計画の教育政策の目標、兵庫県教育基本計画の基本方針をふまえ、宍粟市における基本目標、基本施策を策定しております。</p> <p>ご指摘の環境保全に寄与する態度を養い、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことは、社会教育の実践において、持続可能な社会をつくっていくため、環境に配慮した行動を実践できる人材の育成や、異なる文化をもつ人々に対し相互理解を深め、それらを受容しながら、共生することのできる地域づくりや人材の育成であると考えます。</p> <p>第2条第4項及び第5項の内容については、本文第3章計画の内容、基本目標1の施策推進の柱に具体的な取組内容として反映させます。</p>

第2条第4項関係

P19の本文中、下線部分を追記します。

- 宍粟の風土を学ぶ
 - 宍粟の豊かな環境や風土を学ぶ

宍粟は、揖保川・千種川の源流域であり、豊かな森林があり、多様な生物が生息するなど、自然あふれる環境があります。こうした豊かな環境の保全やそこで育まれた伝統文化や歴史を知り、守り、生かす学びを推進します。

身近な宍粟の木とふれあい、木に学び、木と生きる「木育」を視点に置いた生涯学習や子どもの体験学習、宍粟の自然、伝統文化、歴史、地域のよさを学ぶ大人版「ふるさと学習」を開催し、宍粟への愛着を育みます。

第2条第5項関係

P19の本文中、下線部分を追記、修正します。

- 地域における多文化共生への取組
 - 国際社会の理解と多文化共生への取組

グローバル化が進む中、異なる文化や多様な価値観について学び、国際理解を深める中で、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人々が共に認め合い、暮らせる社会となるよう、生涯学習センターや市民協働センターを拠点に日本語教育支援や防災教育、地域住民との交流を充実させます。

また、就学児童の放課後子ども教室への参加を呼びかけ、地域ボランティアによる日本語教育支援や地域の子どもたちとの交流につなげます。